

# 第 1 章 計画策定にあたって

# 1 計画策定の趣旨

昭和46年～49年の第2次ベビーブーム以降、わが国では出生数の減少が続き、平成元年には、丙午（ひのえうま）（注1）という特殊要因により過去最低であった昭和41年の合計特殊出生率（注2）1.58を下回る1.57を記録し、少子化対策は社会全体の大きな課題として認識されるようになりました。

そのような状況のもと、国においては少子化の進行を防ぐために、平成6年に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）、平成11年に「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）などを策定し、仕事と子育ての両立支援を中心とした対策を実施してきました。また、平成14年に「少子化対策プラスワン」（少子化対策の一層の充実に関する提案）、平成15年3月に少子化対策推進関係閣僚会議による「次世代育成支援に関する当面の取組方針」が取りまとめられ、さらに7月には、国、地方公共団体と事業者の今後10年間の集中的・計画的な取り組みを推進するため「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

平成16年には、少子化に対処するための基本指針として「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、大綱に盛り込まれた施策の効果的な推進を図るため、「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施について」（子ども・子育て応援プラン）が策定されました。さらに平成19年には「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略が取りまとめられ、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「仕事と子育ての両立と家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」の2つが重要な取り組みとして示されています。

このような社会的背景を踏まえ、岡崎市（以下、本市）においても、より子育てしやすいまちをめざして、平成17年3月に「岡崎市児童育成支援行動計画」（愛称「おかざきっ子 育ちプラン」）の前期計画を策定し、子どもの健全な育成や子どもや家庭を取り巻く環境の整備に努めてきました。

本市における合計特殊出生率は、平成17年以降やや上昇しているものの、決して楽観できない状況にあります。少子化の進行は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会に大きな影響を与えるとともに、子どもの健やかな成長を妨げることから、従来の取り組みに加え、もう一段の対策を講じていく必要があります。本計画は、計画の前期期間（平成17年度～21年度）の終了にあたり、社会環境の変化、施策の進行状況の把握を踏まえ、内容を見直し、後期期間（平成22年度～26年度）として少子化の流れを変えるための総合的な施策展開の指針として新たに策定するものです。

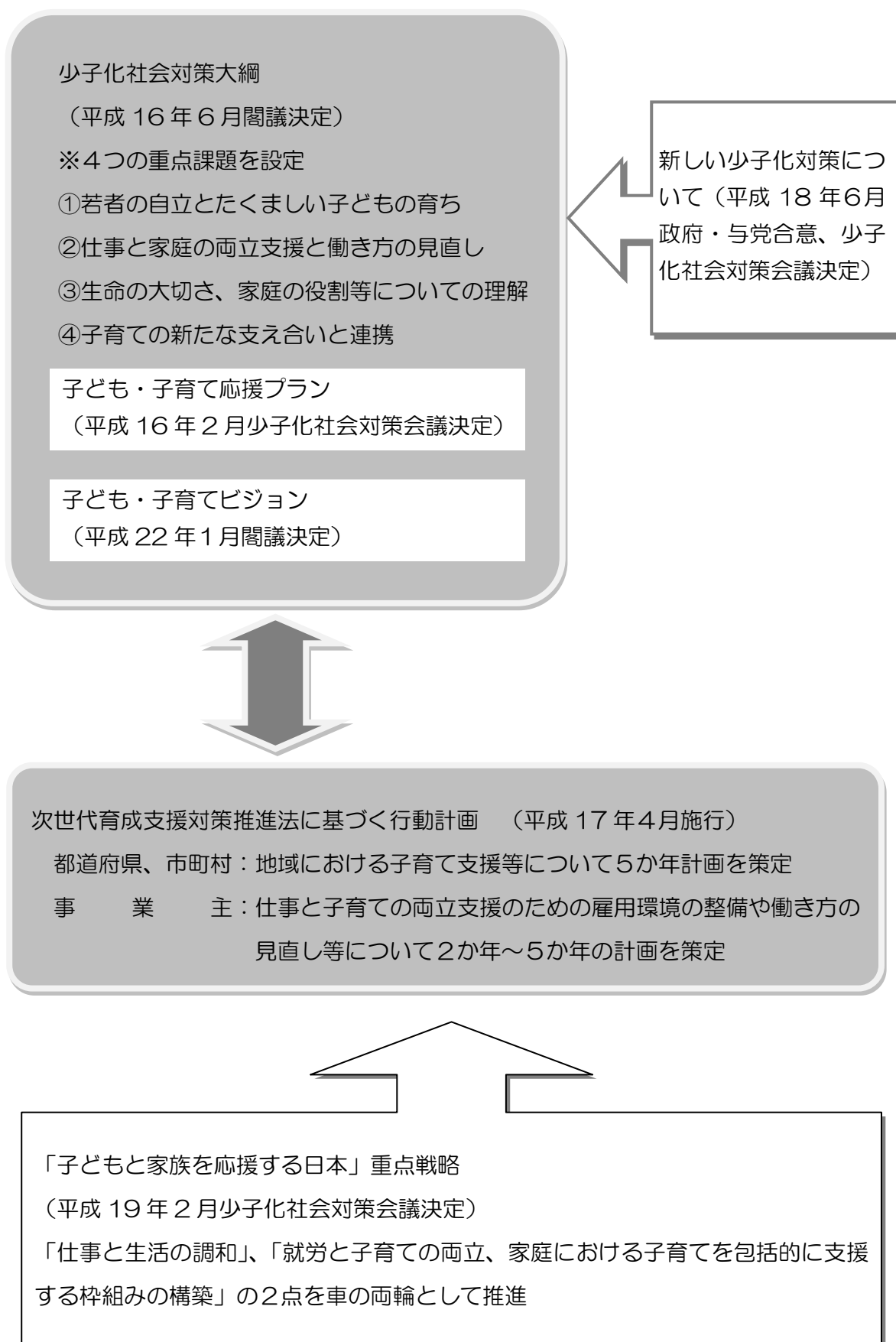
（注1）丙午：干支のひとつで、60年に一度まわってくる。丙午の年に生まれた女性は気性が激しいという迷信から、この年に子どもをもうけるのを避けた夫婦が多いと考えられている。

（注2）合計特殊出生率：一人の女性が15歳～49歳までの間に産むと推定される子どもの数。

■前期計画（平成17年3月策定）以降の次世代育成支援にかかわる国の主な動き

年 月	内 容
平成18年6月	<p>■新しい少子化対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進に加え、妊娠・出産から高校・大学生になるまで、子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策や働き方の改革、社会の意識改革のための国民運動などを推進</li> </ul>
平成18年10月	<p>■「認定こども園」の制度創設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援の機能を併せ持った施設</li> </ul>
平成19年度	<p>■「放課後子どもプラン」の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施</li> </ul>
平成19年12月	<p>■「子どもと家族を応援する日本」重点戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「仕事と生活の調和」、「就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」の2点を車の両輪として推進</li> </ul> <p>■「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・憲章：「仕事と生活の調和に向け、国民的な取組の大きな方向性を提示したもの」</li> <li>・行動指針：「企業や働く者等の効果的取組、国や地方公共団体の施策の方針を示したもの」</li> </ul>
平成20年2月	<p>■「新待機児童ゼロ作戦」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会をめざして保育施策を質・量ともに充実・強化する</li> </ul>
平成22年1月	<p>■「子ども・子育てビジョン」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」、「少子化対策から子ども・子育て支援へ」、「生活と仕事と子育ての調和」という視点で、子どもと子育てを応援する社会をめざす</li> </ul>

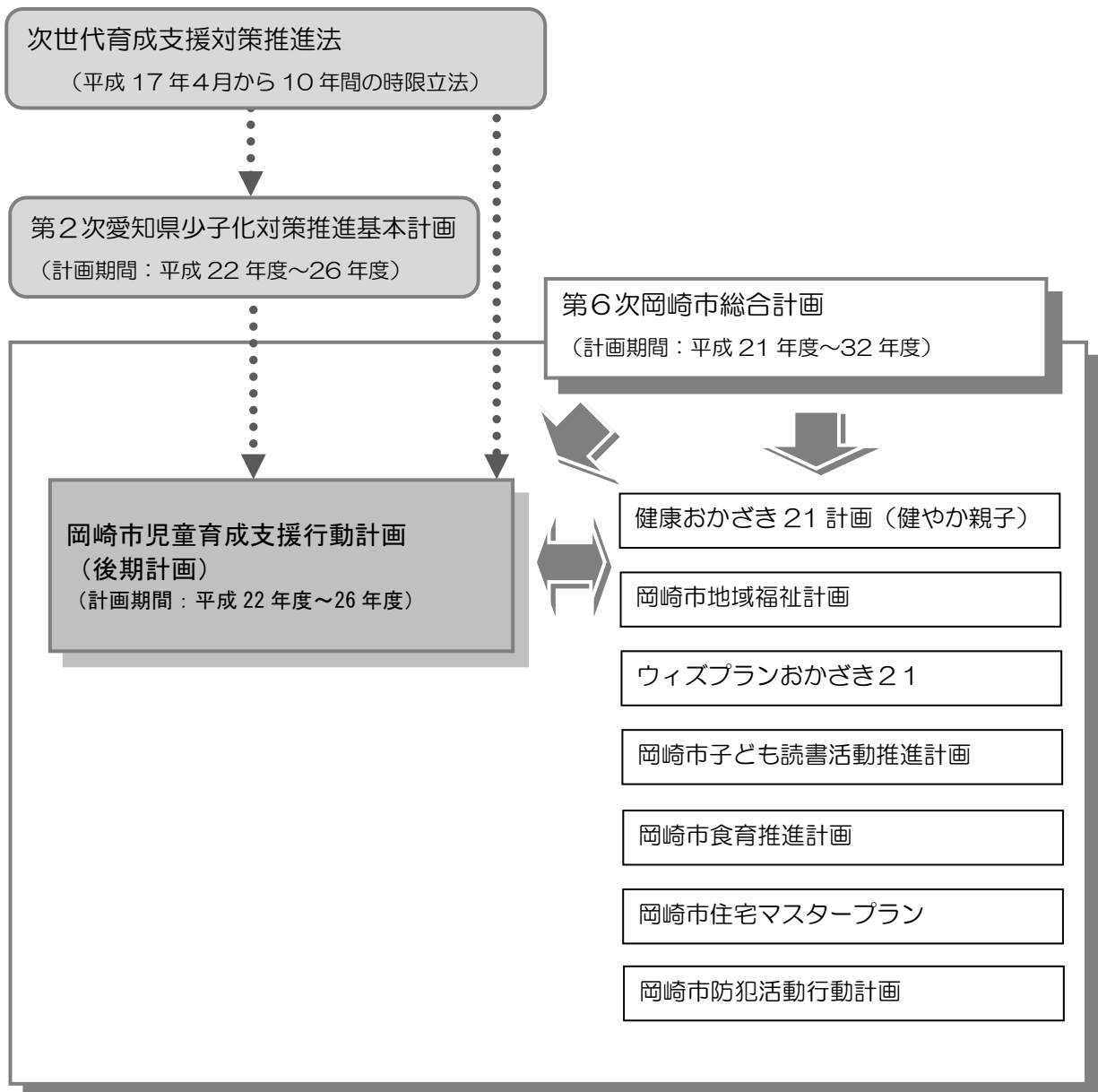
## ■少子化対策の政策的な枠組み



## 2 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の市町村行動計画に位置づけられるものです。また、平成17年3月に策定した岡崎市児童育成支援行動計画「おかざきっ子 育ちプラン」(計画期間：平成17年度～21年度)の見直しを行った後期計画であり、岡崎市総合計画の個別計画であるとともに関連する各種計画と整合性や連携を図り策定したものです。

また、本計画は、母子及び寡婦福祉法第12条に規定する母子家庭及び寡婦自立促進計画を包含し、健康おかざき21計画の健やか親子分野を盛り込んだ計画となっています。



### 3 計画の対象

本計画における「子ども」とは、胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む 18 歳までの児童を指します。また、本計画の主たる対象は、子どもと保護者（子育て家庭）とします。



### 4 計画期間

本計画は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 か年を計画期間とする後期行動計画として策定します。ただし、社会情勢の変化などに応じて、必要な見直しができるものとします。

平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
前期計画									
			見直し		後期計画				

## 5 計画策定の方法

本計画は、市民ニーズの把握の観点から、以下のとおりの方法を経て策定しました。

### (1) 児童育成支援行動計画策定委員会

学識経験者、各種団体の代表者、公募市民により組織し、計画案について、意見交換などを行い審議しました。

### (2) 児童育成支援行動計画検討委員会

課長職以上の者で組織し、庁内の意思決定機関として計画案の調整を行いました。

### (3) 児童育成支援行動計画検討委員会作業部会

原則として班長職の者で組織し、計画案の策定・検討を行いました。

### (4) 市民意識調査

保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、子育て世帯の生活実態、子育てに関する要望や意見を幅広く把握することを目的に、就学前児童保護者、小学生児童保護者、保育園・幼稚園職員、一般市民、事業所に対し、意識調査を行いました。

### (5) 庁内ヒアリング調査

子育て支援に関わる庁内各課に対し、前期計画に基づく施策の進捗状況や課題、後期計画に向けての今後の方向性の把握・検討を行うため、シート及び面談によるヒアリング調査を行いました。

### (6) パブリックコメント

市民に対し、計画案を公表し意見を求めることで、公正な行政運営と透明性の向上を図るとともに、計画に市民の意見を反映させることを目的に行いました。

### (7) その他

ホームページや広報などにおいて市民意識調査結果などを公表し、広く情報提供を行いました。

